住所　福岡市城南区田島１丁目17番27―１号
劉暢　昭和52年６月23日生
住所　さいたま市緑区宮本１丁目８番地８
宋丹　昭和50年９月10日生
住所　埼玉県朝霞市朝志ケ丘４丁目１番１号
李花　昭和54年９月２日生
住所　さいたま市北区宮原町３丁目901番地１
趙紅偉　昭和52年６月14日生
住所　静岡県焼津市石脇下198番地12
エリザベス・フォルテ・オノダ　昭和33年８月12日生
ローズマリー・フォルテ・オノダ　昭和57年11月16日生
住所　北九州市八幡東区西本町２丁目２番１―703号
金淑伊　昭和44年４月２日生
住所　福岡市博多区板付３丁目８番５―706号
楊士越　平成８年10月28日生
住所　川崎市宮前区馬絹1980番地
許小楽　昭和54年９月27日生
住所　新潟市東区秋葉通２丁目3722番地238
韓津津　昭和57年１月５日生
住所　滋賀県高島市今津町浜分398番地23
ルーシー・ホール　昭和42年11月６日生
住所　栃木県佐野市葛生東３丁目３番12号
馬瑩　昭和55年６月14日生
住所　栃木県佐野市閑馬町2087番地26
ドゥアンネット・サイヤブット　昭和48年７月３日生
ケン・サイヤブット　平成３年５月10日生
セイコ・サイヤブット　平成11年６月18日生
住所　神戸市須磨区一ノ谷町２丁目８番６号
王晨　昭和52年11月25日生
住所　群馬県高崎市田町75番地１
付仲華　昭和51年10月14日生
住所　東京都練馬区北町６丁目35番24―302号
林昊　平成２年５月７日生
住所　東京都江戸川区小松川２丁目４番３―503号
徐美麗　昭和35年１月10日生
住所　東京都目黒区鷹番１丁目13番20―603号
高裕承　昭和55年11月22日生
住所　長野県飯田市松尾上溝3278番地７
劉維国　昭和40年10月17日生
劉佳　平成11年３月22日生
住所　神奈川県秦野市室町８番34号
劉陽　平成２年１月23日生
住所　東京都江戸川区篠崎町５丁目２番９号
高元姫　昭和30年４月23日生
李幸奈　昭和62年９月11日生
李幸大　昭和62年９月11日生
住所　千葉県市川市大野町３丁目2007番地13
張世熙　昭和45年９月23日生
住所　東京都足立区日ノ出町27番３―534号
曹春樹　昭和44年３月28日生
住所　東京都目黒区下目黒５丁目６番15号
朴マイク　昭和38年11月18日生
住所　長野県飯田市東和町２丁目27番地１
呂岩　平成元年３月９日生
住所　茨城県下妻市下木戸429番地７
プラマーン・サマーツ　昭和40年３月１日生
住所　山形市松山１丁目３番１―307号
秦明星　昭和40年６月21日生
住所　埼玉県蕨市中央７丁目10番６号
ケベ・タリベ　昭和45年７月７日生
住所　愛知県安城市榎前町南榎46番地
ホルヘ・イバン・プリロ・オオシロ　昭和62年６月12日生
住所　川崎市中原区宮内２丁目12番18号
ディビーナ・グラシア・アキノ・テルイ　昭和41年８月11日生
住所　相模原市緑区二本松３丁目15番21号
マナミ・カメイ　平成８年２月19日生
住所　千葉県成田市新田261番地69
ウン・スュウ・キョウン　昭和43年３月８日生

○外務省告示第八号

平成二十二年十二月十四日にウィーンで国際連合工業開発機関工業投資促進事務所のための拠出に関する次の書簡の交換が国際連合工業開発機関との間で行われた。

平成二十三年一月十三日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、開発途上国における工業投資の促進のための国際連合工業開発機関工業投資促進事務所（以下「事務所」という。）のための日本国政府の拠出に関して二千七年十二月十七日にウィーンで行われた日本国政府の代表者と国際連合工業開発機関（ＵＮＩＤＯ）の代表者との間の交換公文に言及するとともに、事務所を日本国に設置して行う国際連合工業開発機関の世界的規模の事業（以下「事業」という。）の期間が二千十年十二月三十一日に終了することを考慮して、事業に関する次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

１　事業は、工業協力の分野において、投資事業の促進及び投資事業に関連する技術移転についての日本国と開発途上国との間の協力を強化することを目的とする。この目的は、開発途上国の工業化のための国際連合の関連機関である国際連合工業開発機関と日本国の企業との緊密なかつ信頼のある接触によって達成されることとなる。

２　この取極の対象となる事業の期間は、二千十一年１月１日から二千十三年十二月三十一日までとする。この取極の適用上、一年目は二千十一年１月１日から十二月三十一日まで、二年目及び三年目はそれぞれ二千十二年１月１日から十二月三十一日まで及び二千十三年１月１日から十二月三十一日までとする。

３　日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、事業に要する経費を負担するため、国際連合工業開発機関に対し、その工業開発基金に対する目的指定拠出を日本円で行う。一年目の拠出については、一億六千百五十万円（一六一、五〇〇、〇〇〇円）の供与を行う。二年目及び三年目の拠出については、日本国において施行されている法令に従って行う。

４　国際連合工業開発機関は、その財政規則及び他の関連規則に従い、３に規定する目的指定拠出を管理し、及び日本国政府に対し目的指定拠出に関する年次会計報告書を提出する。

５　事務所の職員の採用は、国際連合工業開発機関の職員規則に従って行う。事務所長については、日本国政府との協議の上、かつ、その意見を尊重しつつ、任命される。

６　東京の事務所及びその職員について国際連合の特権及び免除に関する条約を適用することを確認する。日本国が専門機関の特権及び免除に関する条約を国際連合工業開発機関について適用することとしたときは、同条約を適用する。

７　この取極から生ずる問題についての日本国政府から国際連合工業開発機関及び国際連合工業開発機関から日本国政府に対するいかなる公式の連絡も、在ウィーン国際機関日本政府代表部を通じて行う。

８　この取極の実施に必要な他のすべての細目は、一年目については二千十一年１月１日前に、二年目及び三年目についてはそれぞれ二千十二年１月１日前及び二千十三年１月１日前に、日本国政府と国際連合工業開発機関との間で交渉し、取り決める。

９　国際連合工業開発機関は、事業の終了の後遅くとも六箇月以内に、日本国政府に対し、事業の実施に関する最終報告書（３に規定する目的指定拠出の運用に係る最終的な決算書を含む。）を提出する。最終報告書には、この取極の終了の遅くとも六箇月前に日本国政府及び国際連合工業開発機関の双方によって行われる合同評価を基礎として国際連合工業開発機関が事業について行う評価を含める。

本使は、更に、この書簡及び国際連合工業開発機関に代わって前記の取極を確認される貴官の返簡が日本国政府と国際連合工業開発機関との間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十年十二月十四日にウィーンで

在ウィーン国際機関日本政府

代表部特命全権大使　中根猛

国際連合工業開発機関

事務局長　カンデ・ユムケラー殿

（国際連合工業開発機関側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、国際連合工業開発機関に代わって、前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が国際連合工業開発機関と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十二月十四日にウィーンで

国際連合工業開発機関

事務局長　カンデ・ユムケラー

在ウィーン国際機関日本政府

代表部特命全権大使　中根猛閣下